

議案第 67 号

令和 3 年度狭山市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 3 年度狭山市水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり自己資本金に組み入れ、及び減債積立金に積み立てることについて、議決を求める。

令和 4 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

令和 3 年度狭山市水道事業会計未処分利益剰余金の全部を自己資本金に組み入れ、及び減債積立金に積み立てたいので、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、この案を提出するものである。

別紙

令和3年度狭山市水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資 本 金	未 処 分 利 益 剰 余 金
当年度末残高	16,808,743,906	475,646,076
議会の議決による処分額	86,887,880	△ 475,646,076
自己資本金へ組入	86,887,880	△ 86,887,880
減債積立金の積立	0	△ 388,758,196
処分後残高	16,895,631,786	(繰越利益剰余金) 0